

「新宿区旅館業法施行条例」改正案（骨子）

1 改正理由

平成 30 年 6 月、訪日客の急増などによる宿泊需要の増大を背景に旅館業法（以下「法」という。）が改正され、旅館・ホテル営業におけるフロントの設置義務や最低客室数の規定が撤廃されました。

この規制緩和により、新宿区内の旅館業の施設数は増加していますが、特に、戸建て住宅を旅館として営業するケースが多く、こうした小規模な施設が住宅地に進出した結果、ごみや騒音、喫煙などに関する苦情が多く寄せられるようになっていきます。

また、現在の条例では施設にフロントを設置しない場合、その代替措置として 10 分以内の駆け付け体制の確保や、遠隔で監視する場所に従事者の常駐を義務付けていますが、これらの規定が十分に遵守されていない状況も見受けられます。

こうしたことから、区では、区民の平穏な生活環境を維持するため、「新宿区旅館業法施行条例」を改正し、構造設備基準などのルールを強化することにより、旅館業の適正な運営の確保を図ります。

2 主な改正内容

（1）条例の名称・目的の改正及び責務規定の新設 【新設】

新宿区における旅館業を取り巻く現状を踏まえ、旅館業に起因する問題が区民の生活環境を悪化させることがないように、旅館業の適正な運営を確保するため、区独自の規制を追加することから、条例の名称を変更する。

あわせて、各主体の役割を明確化するため、区長・営業者の責務を新たに規定する。

	現行	改正案
条例名	新宿区旅館業法施行条例	新宿区旅館業の適正な運営の確保に関する条例
条例の目的	なし ※「趣旨」として、旅館業法の施行に関し必要な事項を定めるとしていた。	（新設） 「旅館業に起因する事象による生活環境の悪化を防止すること」を明記
責務	なし	（新設） ・区長 旅館業の適正な運営について営業者への適切な指導・助言を行うよう努める。

・営業者
旅館業に起因する騒音の発生などによる生活環境への影響に十分配慮する。

(2) 構造設備基準の強化

小規模な施設やフロントを設置していない施設に起因する苦情や不安の声が、周辺住民から多く寄せられていることから、適正な管理運営の確保のため、新たに、以下の構造設備基準の規定を設ける。

- ① 旅館用途の延べ床面積の合計が 200 平方メートルを超えるものであること。
- ② フロントの設置
- ③ フロントに営業従事者が常駐するための設備として、以下の設備を有すること。
 - ア 営業従事者の控室として、以下の基準を満たす室を有すること。
 - (ア) 十分な広さを有すること。
 - (イ) 客室を通らずに出入りすることができること。
 - (ウ) 仮眠のための寝台を設けること。
 - イ 営業従事者が利用することができる便所を有すること。
- ④ 玄関、フロント、客室その他の設備を同一の敷地内で管理することができる構造であること。
- ⑤ 十分な広さのロビーを有すること（旅館・ホテル営業のみ）。
- ⑥ 車寄せ又は駐車場の設置
- ⑦ 廃棄物を保管するための設備

※既存施設には適用しない。

(3) 周辺地域の住民に対する説明【新設】

周辺住民の不安解消を図るため、新たに、周辺住民に対する説明の実施に関する規定を設ける。

【時期】

許可又は承継承認の申請をしようとする日の 30 日前まで

【方法】

書面による説明（周辺住民の求めがある場合は説明会を実施）

【対象範囲】（別途規則で定める）

施設の敷地から 10m 以内の敷地に存する建物に居住又は勤務する者

【説明実施後の報告】

許可又は承継承認の申請の際に、説明の実施状況の報告を義務付ける。

(4) 施設の掲示義務

近隣の区民が営業者に連絡を取りたいと思った際に、営業者の連絡先を把握できるようにするため、フロントのない既存施設の掲示義務について、以下のとおり新たな規定を追加する。

【掲示場所】

公衆が見やすい場所

【掲示内容】(②～⑤を新たに追加し附則で規定)

- ① 施設名称(既存規定)
- ② 管理者の氏名及び緊急連絡先
- ③ 宿泊定員
- ④ 営業の種別
- ⑤ その他区長が必要と認める事項

※既存施設について、条例施行時に適用する。

(5) 申請書の添付書類の追加

住宅等が旅館業に用途変更した結果、建築基準法に適合しなくなる事例を防ぐため、申請時の提出書類として建築基準法に適合することを担保する建築確認済証や工事完了届の副本等の書類の提出を義務付ける。(添付書類の内容は規則で定める)

- ① 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認済証の写し
- ② 建築基準法第7条第5項若しくは第7条の2第5項に規定する検査済証の写し又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定により届け出た工事完了届の副本若しくはその写し

※既存施設には適用しない。

(6) 営業従事者常駐義務の違反に対する措置命令 【新設】

以下の規定に違反して旅館業が営まれている場合、必要な措置をとるべき旨の命令ができる規定を設ける。

【フロントを有する施設】

フロントに営業従事者を常駐させること。

【フロントのない既存施設】(附則で規定)

- ① 営業従事者が施設に10分以内に到着することができる体制の確保
- ② フロントの代替措置を行う設備(駆け付けや監視を行う事務所)に営業従事者を常駐させること。

(7) 命令等の公表 【新設】

区が措置命令や業務停止命令、許可の取消しを行った場合に公表できる規定を新たに設ける。

【公表の対象となる命令等】

- ① 法第7条の2各項に規定する措置命令
- ② 法第8条に規定する停止命令又は許可の取消し
- ③ 営業従事者常駐義務の違反に対する措置命令（上記（6））

【公表事項】

- ① 命令を受けた営業者の氏名（法人の場合、名称及び代表者名）
- ② 命令に係る施設の名称、所在地、営業の区分
- ③ 命令の理由及び内容
- ④ 許可年月日及び許可番号

※既存施設についても、改正条例施行後に命令等を受けた場合には対象となる。

※④については、規則で定める。